

## 【注意事項】

個々の訪問看護事業者が訪問看護に係る重要事項説明書又は契約書を作成する際のご参考に供するために、日本語版の「〇〇訪問看護ステーション 訪問看護（介護保険）[参考私案]」と、その英語版、中国語（簡体字）版及び韓国語版（以下「外国語版」と総称します）を掲載します。

ご参考にされる際は、以下の点について十分にご注意ください、

1. 日本語版は、令和元年10月29日に行われた当協会の訪問看護管理者養成研修会（訪問看護マネジメント論／情報管理論③）の講義の素材とする目的で、同講義を担当した弁護士が私案として作成したものに一部修正を加えたものです（同講義後の介護報酬の改定を含めた法令等の改正を反映していません）。個々の訪問看護事業者がそのまま実際に使用することを目的に作成したものではありません。また、当協会は、その作成に関与していません。
2. 外国語版は、日本語版を作成した弁護士の許諾を得て、当協会が翻訳業者に委託して日本語版を翻訳して作成したものです。また、同弁護士は、外国語版の作成に関与していません。
3. 日本語版及び外国語版ともに、個々の訪問看護事業者が訪問看護に係る重要事項説明書又は契約書を作成する際の参考にする目的でのみご使用ください。頒布又はインターネット上の掲載その他の同目的以外のためのご使用はお控えください。
4. 日本語版又は外国語版の全部又は一部のご使用から生ずる、又はそのご使用に関連して生ずる紛争に関しては、日本語版を作成した弁護士も、当協会も、一切責任を負いません。
5. 訪問看護に係る重要事項説明書又は契約書の書式を作成するに当たっては、各事業者が定めている運営規程等の関係する規程類の内容との整合をはかりながら作成する必要があります。  
また、介護予防訪問看護、医療保険各法が適用される訪問看護又は居宅介護支援等の他のサービスに係る重要事項説明書又は契約書の内容との調整をはかることも必要です。
6. 訪問看護に係る重要事項説明書又は契約書から生ずる、又はそれらに関連して生ずる紛争を防止するためには、弁護士から事前にその内容のチェックを受けるか、弁護士にその作成を依頼することをお勧めします。